

リスク管理体制

内部管理基本方針

当金庫は信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性と適切性を確保するため「内部管理基本方針」を定めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

統合的リスク管理

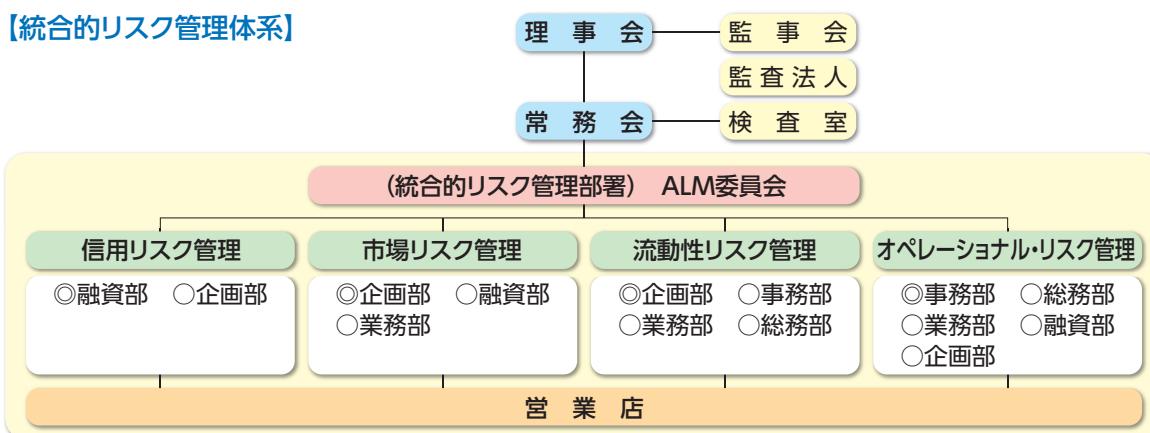
金融機関業務の多様化に伴い、当金庫の直面するリスクも一段と複雑化してきております。こうした環境下、お客様に安心してお取引いただくためには各種リスクの所在の認識と適切な管理により、経営の健全性と安定性を確保することが大変重要となります。

当金庫は、リスク管理態勢の確立を経営の最重要課題の一つと位置付け、リスク管理に関する基本事項を「統合的リスク管理方針」として策定しております。また、「統合的リスク管理規程」において当金庫が晒されている各種リスクの計測、管理手法を規定しております。

統合的リスク管理とは、当金庫を全体的な観点からリスクの総和をとらえ、できるだけ計量化するものです。統合的な管理手法である「リスク資本」については、①信用リスク、②流動性リスク、③市場リスク、④オペレーションル・リスク等の各リスク・カテゴリーに関してのリスク量の計測を行い、当金庫全体のリスク量をモニターすることにより、経営体力と各種リスク量の状況を統合的に管理しています。

統合的リスク管理部署は経営陣を含む本部各部部長で構成されるALM委員会が主管し、それぞれのリスク・カテゴリー毎に適切なリスク限度枠の設定等の審議を行ない、常務会に付議・報告する態勢しております。

【統合的リスク管理体系】



信用リスク

信用リスクとは、貸出等を行っている取引先の財務状況の悪化などにより、貸出金が契約どおり返済されず、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・向上させるため、融資案件を、まず営業店で調査・検討し、次にそれぞれの権限内貸出基準に基づき厳格な審査を経て決裁しています。

また、「信用リスク委員会」及び企業支援課による経営改善支援等の取り組みにより、管理態勢の強化に努めています。自己査定についても、当金庫の自己査定基準に基づいた厳格な査定を行い、その結果に基づいて適正な償却・引当を実施しています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、当金庫の保有する資産・負債等の価格が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、「ALM委員会」を設置し、資産・負債を統合的に管理することによりリスクを回避し、安定収益の確保と自己資本の充実に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により資金が不足し、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、支払準備資金を信金中央金庫へ預入れ、資金の流動性を安定的に確保するとともに、資金の運用・調達及び日々の資金繰りについて経営陣に報告する体制をとり、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

オペレーションル・リスク

オペレーションル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オペレーションル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各種委員会において協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。